


給付金の制度が変更となります！

～ 地域企業経営人材確保支援事業給付金の制度改正について ～

- 2月5日に、金融庁・経済産業省から「令和6年度補正予算事業におけるREVICareer（レビキャリア）の変更点等について」が公表されました。
- これに伴い、3月中に給付規程の改正（4月1日より施行）を予定しており、その概要につきましてお知らせいたします。

地域企業経営人材確保支援事業給付金
REVICareer（レビキャリア）を活用して経営人材を獲得した地域企業にREVICが支給する給付金



【変更点】

- ① 給付金の申請期限の延長、給付金支給上限の引下げ（転籍型のみ）、入社後における給付申請期限の設置
- ② 給付対象企業は「経営理念」等を給付対象登録者に説明
- ③ 地域金融機関等は給付対象登録者にヒアリングを実施
- ④ ②及び③の適用時期における経過措置

※ 現行制度における詳細な要件等は、以下の特設サイトでご確認ください。

地域企業経営人材確保支援事業給付金の

- ・概要
- ・給付要件
- ・申請方法

等の詳細はこちらから確認できます →



地域企業経営人材マッチング促進事業特設サイトをご覧ください！

事業概要、REVICareerの利用方法・登録方法、給付金制度等について最新の情報を掲載しております
特設サイトはこちら⇒ <https://revicareer.jp/>

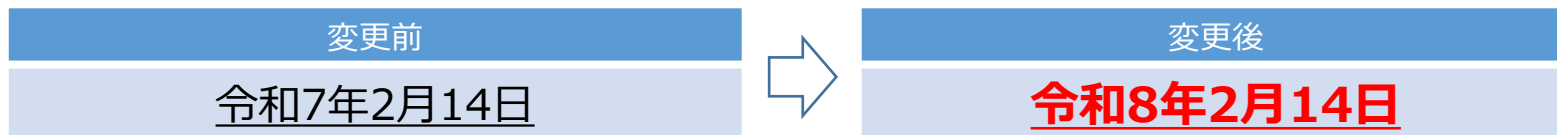
お問い合わせ先：株式会社地域経済活性化支援機構
地域企業経営人材確保支援事業給付金事務局
TEL:03-6266-0450 E-mail:shugyo-kyufukin@revic.co.jp

① 給付金の申請期限の延長、給付金上限の引下げ、 申請期限の設置が実施されます！

- 下記の3つの規程改正が実施される予定です。

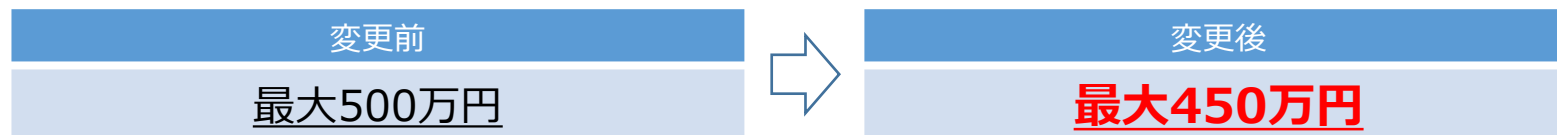
給付金申請期限等の制度変更

【給付金申請期限の延長】



※ 給付要件を満たす申請については、令和7年4月1日より順次支給させていただきます。

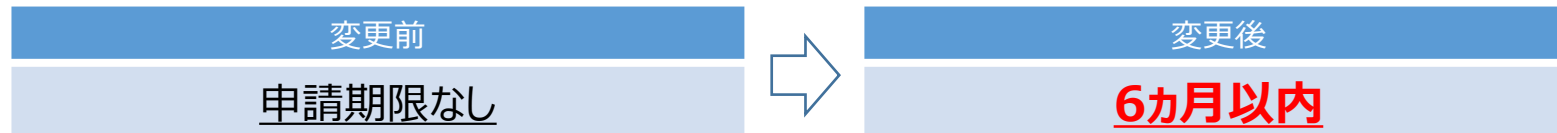
【給付金支給上限を引下げ（転籍型のみ）】



※ 給付金の額の算出方法に変更はありません。

▶（代表例）2年間の給与等の合計額 × 100分の30

【給付申請が可能となった後の申請期限を設置】



※ 令和7年4月1日以降に雇用期間等が開始する給付対象案件から適用されます。

※ 給付規程におけるすべての採用形態（転籍型、兼業・副業型、在籍出向型）に適用されます。

※ 現行制度における詳細な要件等は、特設サイトでご確認ください。

② 給付対象企業は「経営理念」等を給付対象登録者に説明する必要があります！

- 給付対象企業は、給付対象登録者（REVICareerを活用して採用した者）に対し、その採用過程において自社における以下の5つの項目を説明することが必要となります（転籍型のみ）。

説明事項

1. 経営理念

- 経営理念や企業理念を表すスローガン等を掲げている場合は、給付対象登録者にご説明ください。
- 現時点で掲げていない場合は、地域金融機関等との対話を通じて可能な範囲で具体化してください。

2. 経営戦略

- 中期経営計画又はこれに類するものがあれば、給付対象登録者にご説明ください。
- 現時点で計画等がない場合は、地域金融機関等との対話を通じて可能な範囲で具体化してください。

3. 労働環境

- 社員の働き方への考え方について給付対象登録者にご説明ください（年間休日数やテレワーク制度、賃上げの取組等を含む）。

4. 経営人材の活用ビジョン

- 今回の採用にあたり経営人材として期待する当面の役割を給付対象登録者にご説明ください。
- 今後、中長期的にどのように成長し企業成長に貢献して欲しいかを給付対象登録者にご説明ください。

5. 企業情報の発信

- 経営人材が入社前に企業情報を理解できるよう、企業情報の発信（例：ホームページやSNSなど）に取り組んでください。

※ 給付金の申請にあたっては、上記5項目の説明を受けたか否かや、どう感じたかについて、地域金融機関等より給付対象登録者にヒアリングを実施いただき、その結果を給付金申請の添付書類としてREVICに提出いただくことが必要となります（次頁に記載）。

③ 地域金融機関等は給付対象登録者にヒアリングを実施する必要があります！

- 地域金融機関等（地域金融機関や提携人材紹介会社）は、給付対象登録者にヒアリングを実施し、その結果をREVICに提出することが必要となります（転籍型のみ）。

ヒアリングシートの作成・提出の流れ

（Ⅰ 採用過程：給付対象企業が実施）

（採用過程においては、給付対象企業より経営理念等の5項目について説明を行っていただきます）

Ⅱ 採用～入社

地域金融機関より給付対象登録者にエクセル媒体（REVIC指定フォーマット）のヒアリングシートを送付のうえ、回収していただきます。

（地域金融機関の依頼を受けた提携人材会社より給付対象登録者にエクセル媒体のヒアリングシートを送付のうえ、回収いただき、その後、地域金融機関が当該提携人材会社より回収いただく方法でも構いません。）

Ⅲ 入社～給付金申請

給付対象登録者が入社後、給付対象企業において給付金申請を行います。その際、地域金融機関等より、従来の書類に加えて、Ⅱで回収したヒアリングシートを添付書類としてご提出いただきます。

Ⅳ フォローアップ調査（初年度は半年に1回、翌年度は年に1回の計3回）【任意】

地域金融機関より継続的なフォローアップ調査へのご協力をいただければ幸いです。現行の実績報告（貸金台帳等の写しの提出）時に、同時にREVIC指定フォーマットにてREVICにご報告いただくことを想定しています。

④ ②及び③の適用時期における経過措置が設けられます！

- 改正を予定している②及び③が適用される時期について、経過措置が設けられます。

経過措置

- ② 給付対象企業が採用予定者に「経営理念」等を説明 及び
- ③ 地域金融機関等が採用者にヒアリングを実施 にかかる経過措置について
(内定承諾日にご留意ください)

4月1日
(新制度開始)

3月31日までにレビキヤリにおいて「内定承諾」となる案件
→ ②及び③の必要はありません。

4月1日以降にレビキヤリにおいて「内定承諾」となる案件
→ ②及び③が必要となります。